



血糖トレンド「見える化」のための フラッシュグルコースモニタリングシステム

FreeStyle
リブレ



FreeStyle
リブレ Pro



対象	患者さん向け	医療従事者向け
センサーの装着期間	最長14日間	
グルコース値の測定方法	日常生活のなかで患者さんがいつでも測定可能	患者さんの来院時に医師が測定
指先穿刺によるキャリブレーション	必要なし [*]	必要なし
センサーの装着	患者さんが上腕後部に装着	医療従事者が患者さんの上腕後部に装着
センサーメモリー	8時間(グルコース値を毎分測定し、15分ごとにグルコース値を自動的に記録) ※8時間に一度はスキャンを行ってください	最長14日間(持続的に測定し、15分ごとにグルコース値を自動的に記録)
リーダーの仕様	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者さん自身が保有して使用 ● 1つのReaderが同時に対応するセンサーは1つ ● 測定データは90日間保存され、豊富なわかりやすいグラフで履歴を表示します ● 厚さ4cm以内の衣服の上から読み取ることができます ● 見やすく、操作しやすいタッチスクリーン ● いつでも、どこでも、測定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療従事者が保有し、施設内で使用 ● 1つのReaderを複数の患者さんのセンサーに対応させて使用可能 ● 詳細なグルコースデータが最大14日間分表示されます ● 14日分の測定結果の読み取り時間は約5秒かかります。 ● 厚さ4cm以内の衣服の上から読み取ることができます ● 見やすく、操作しやすいタッチスクリーン
血糖測定機能	あり(専用測定電極で血糖値および血中ケトン体の測定が可能)	なし

※以下のような場合、血糖自己測定器を併用してください。

- ・センサーにより得られた低血糖又は低血糖の可能性について確認する場合。
- ・センサーの測定結果と一致しない症状がある場合、又は測定値の正確性に疑問がある場合。

保険償還

FreeStyleリブレ

区分	C150 血糖自己測定器加算	
技術料	技術料については、以下のとおりとする	
	1. 月20回以上測定する場合	350点
	2. 月30回以上測定する場合	465点
	3. 月40回以上測定する場合	580点
	4. 月60回以上測定する場合	830点
	5. 月90回以上測定する場合	1,170点
	6. 月120回以上測定する場合	1,490点
	7. 間歇スキャン式 持続血糖測定器によるもの	1,250点

7. 間歇スキャン式持続血糖測定器によるものについて

注 インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回限り、第1款の所定点数に加算する。

- 留意事項
- ・糖尿病の治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師又当該専門の医師の指導の下で糖尿病の治療を実施する医師が、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用して血糖管理を行った場合に算定する。
 - ・間歇スキャン式持続血糖測定器以外の血糖自己測定については所定点数に含まれ、別に算定できない。
 - ・注の場合を除き、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用する場合には、間歇スキャン式持続血糖測定器以外の血糖自己測定をした回数を基準に算定する。

第3 関係法令等【省令、告示】（それらに関連する通知、事務連絡を含む。）
(2) 1 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）（令和4年 厚生労働省告示第54号）別表第一（医科点数表）P.132-133
(2) 2 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）（令和4年3月4日 保医発0304第1号）P.263-264

FreeStyleリブレPro

関連技術料	
区分	D231-2 皮下連続式グルコース測定（一連につき）
保険点数	700点
注	1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 2 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回に限り算定する。
施設基準	(1) 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。 (2) 持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

特定保険医療材料

区分	158 皮下グルコース測定用電極
特定保険医療材料価格	6,390円

第3 関係法令等【省令、告示】（それらに関連する通知、事務連絡を含む。）
(2) 1 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）（令和4年 厚生労働省告示第54号）別表第一（医科点数表）P.162
(4) 2 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）（令和4年3月4日 保医発0304第3号）P.115
(6) 1 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和4年 厚生労働省告示第58号）P.27

お客様
相談窓口

0120-37-8055

<https://www.myFreestyle.jp/>



FreeStyle

本社：
アボットジャパン合同会社
ダイアベティスケア事業部
東京都港区三田3-5-27

製造販売元：
アボットジャパン合同会社
ダイアベティスケア事業部
千葉県松戸市松飛台278

販売名:FreeStyleリブレ 承認番号:228008ZX00212000
販売名:FreeStyleリブレPro 承認番号:228008ZX00227000

Abbott

life. to the fullest.®